

センター会員名簿

(2020.4.1現在)

| | | |
|--------|------------|---------------|
| 小野澤 良則 | 長野市神楽橋 | 026-244-6803 |
| 佐藤 奈己 | 長野市徳間 | 026-219-2918 |
| 塩入 孝雄 | 長野市篠ノ井布施五明 | 026-293-7097 |
| 杉山 逸人 | 長野市三輪 | 026-217-3152 |
| 竹内 友和 | 長野市稲里町下水鉋 | 026-214-7014 |
| 塚田 正樹 | 長野市西尾張部 | 026-263-3940 |
| 舟越 雄祐 | 長野市大豆島 | 026-222-2396 |
| 増田 一三 | 長野市往生地 | 026-219-4020 |
| 峯岸 久喜 | 長野市上松 | 026-217-2428 |
| 山下 英紀 | 長野市小島 | 026-296-2949 |
| 茂田 敬幸 | 上田市芳田 | 090-9358-0347 |
| 奥原 恵子 | 松本市空港東 | 0263-87-8470 |
| 小林 依久子 | 松本市島立 | 0263-47-7440 |
| 清水 豊 | 松本市島立 | 0263-87-5222 |
| 中曽根 晃 | 松本市白坂 | 0263-88-8907 |
| 山本 綾子 | 松本市桐 | 0263-75-7616 |
| 川上 良昭 | 塩尻市宗賀 | 0263-50-9033 |
| 上嶋 宏 | 安曇野市三郷明盛 | 0263-88-6927 |
| 寺島 徹 | 大町市常盤 | 0261-25-1144 |
| 徳原 睦美 | 木曽郡木曽町新開福 | 0264-22-3684 |
| 有賀 徳子 | 岡谷市田中町 | 0266-23-1275 |
| 辻 涉 | 伊那市日影 | 0265-98-5088 |
| 伊藤 勝 | 駒ヶ根市中沢 | 090-8959-6233 |
| 竹淵 広美 | 上伊那郡辰野町辰野 | 0266-75-1890 |
| 小口 智世 | 上伊那郡箕輪町中箕輪 | 0265-96-0715 |

社労士成年後見センター長野って？

成年後見に携わろうとする長野県内の社会保険労務士が、平成27年に「一般社団法人社労士成年後見センター長野」を設立し、社労士の社会貢献活動として取り組んでいます。センターでは、会員の資質向上・能力担保のための更新研修や勉強会を実施するとともに、成年後見制度普及のための広報活動も積極的に行っています。お困りのことやご不明な点がございましたら、お気軽にお近くの会員にご相談ください。

社労士（社会保険労務士）とは？

社会保険労務士法に基づいた国家資格者。労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として、企業経営の3要素（ヒト・モノ・カネ）のうち、ヒトの採用から退職までの労働・社会保険に関する諸問題、さらに年金の相談に応じる、ヒトに関するエキスパートです。

一般社団法人

社労士成年後見センター長野

（事務局）〒380-0935

長野市中御所1丁目16-11 鈴正ビル3F

長野県社会保険労務士会内

TEL 026-223-0811

FAX 026-267-6225

一般社団法人

社労士成年後見センター長野



成年後見制度のご案内

～誰もが安心して 自分らしく

暮らし続けるために～



成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方の権利を守るため、援助者（成年後見人等）を家庭裁判所で定めて、その人らしい生活が送れるように支援する制度です。

成年後見人等がご本人の意思を尊重し、生活面や法律面での支援を行うことで、安心して暮らせるようお手伝いします。制度には次の2種類があります。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方を支援します。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の類型に分かれます。利用するには、家庭裁判所に審判の申立てをします。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような」支援をしてもらうかを決め、公正証書で契約を交わします。

成年後見人等は何をしてくれるの？

成年後見人等には、親族以外にも、法律・福祉の専門家などの第三者や、福祉関係の公益法人などの法人が選ばれる場合があります。

成年後見人等が行う支援は、「身上監護」と「財産管理」です。

身上監護

ご本人がその人らしく暮らすため、医療・介護・福祉など、生活や療養看護に関するお手伝いをすることです。

財産管理

不動産や現金、通帳や証券といった財産を、ご本人の立場にたって安全に管理することです。



社会保険労務士が成年後見に携わるメリットは？

1. 年金制度に精通しています

年金制度に精通した社会保険労務士であるからこそ、被後見人等の生活に欠かせない年金の裁定請求などの手続きや、加入記録漏れのチェック、受給漏れ年金の発掘等の対応が可能です。



2. 介護保険・医療保険の手続きを通して安心を支えます

社会保険労務士は、社会保障制度に関する専門性を活かし、介護保険サービスや医療保険の諸手続きを通し、被後見人等の権利擁護に貢献します。

